

# インド特許実務の概要

## ～日本の常識はインドの非常識！？～

- ◆「複数のインド代理人に同じ質問をすると違う回答が返ってくるため、対応策を決めることができずに困ってしまう。」
- ◆最高裁や知財高裁の裁判例の蓄積により法律上の問題点がほとんど解消されている日本の特許制度とは異なり、新興国においては特許制度そのものが十分に確立されていないことも珍しくありません。インドにおいても法解釈や運用が不明確なものが多数存在し、インド代理人自身も明確な回答を持ち合わせていない場合があります。複数のインド代理人から異なる回答が返ってくるのは、各インド代理人が個人的意見を述べているためです。
- ◆何もかも予め決まっているという日本の常識は、インドの非常識と言っても過言ではありません。
- ◆本セミナーでは、法解釈や運用が明確でないものについては、可能な限り複数の解釈を紹介し、インド特許実務の「常識」をお伝えします。そして、各解釈に基づく対応策のメリット/デメリットを説明し、日本企業が対応策を決断するために十分な情報を提供いたします。
- ◆なお、本セミナーはインド特許弁護士が一方的にインド特許実務を解説するものではなく、日本弁理士とインド特許弁護士が日本企業にとって重要と思われるポイントを事前に議論した内容をコンパクトにお伝えするものです。**セミナーは基本的に日本語で進められ、英語部分については日本語でポイント解説が行われます。英語に自信のない方も安心してご参加下さい。**

- ※ 本セミナーは、インド特許実務に関心をお持ちの方を対象とするものです。技術知識や技術分野は問いません。
- ※ 本セミナーは、12/3に実施される大阪発明協会(大阪)の同タイトルのセミナーと同じ内容で行われます。

### ◆講演者◆



**Kshitij Malhotra**  
(シティージ・マルホトラ)  
GLOBAL IP India(インド・デリー)  
インド特許弁護士



**高橋 明雄**  
グローバル・アイピー  
東京特許業務法人  
日本弁理士

<アジェンダ> ※内容は変更となる場合がございます。

第1部: 出願から権利化までの手続

- (1)出願手続の概要
- (2)外国出願情報提供制度(特許法第8条)
- (3)アクセプタンス期間(特許法第21条)
- (4)補正要件(特許法第57条)
- (5)分割出願(特許法第16条)
- (6)特許審査を迅速に進めるために

第2部: 権利化後の手続

- (1)異議申立制度(特許法第25条)及び特許無効審判(特許法第64条)
- (2)特許発明実施報告(特許法第146条)
- (3)強制実施権(特許法第84条)

第3部: その他インド特有の事項

- (1)発明でないもの
  - ・コンピューター・プログラム(特許法第3条(k))
  - ・特許法第3条(d)
- (2)インド居住者による発明(特許法第39条)

- ◆日 時: **平成25年12月5日(木) 13:30～17:00**
- ◆会 場: **発明会館 7階 研修ルーム (東京都港区虎ノ門2-9-14)**
- ◆定 員: **先着50名**
- ◆受講料: **発明協会グループ会員→無料、一般→¥5,000円(税込み)**
- ◆申 込: FAXもしくは、HPからお申込下さい。(※事前申込制)

～講座に関するお問い合わせ先～

一般社団法人発明推進協会 研修チーム TEL03-3502-5439 FAX03-3506-8788